

平成27年第6回若狭町議会定例会会議録（第1号）

平成27年12月3日若狭町議会第6回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（15名）

1番	渡辺英朗君	2番	島津秀樹君
3番	辻岡正和君	4番	坂本豊君
5番	今井富雄君	6番	原田進男君
7番	北原武道君	8番	福谷洋君
9番	武田敏孝君	11番	清水利一君
12番	藤本勲君	13番	大塚季由君
14番	小堀信昭君	15番	小林和弘君
16番	松本孝雄君		

2. 欠席議員

なし

3. 欠員（1名）

4. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 藤本 斉 書記 北清水 佳代

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	森下 裕	副町長	中村 良隆
教育長	玉井 喜廣	会計管理者	蓮本 直樹
総務課長	中村 俊幸	政策推進課長	森川 克己
税務住民課長	橋本 清考	環境安全課長	深水 滋
教育委員会事務局長	木下 忠幸	福祉課長	小堀 勝弘
上中病院事務長心得	西川 英之	健康課長	高橋 久直
建設課長	谷口 壽	水道課長	北野 美喜雄
産業課長	森下 精彦	パレオ文化課長心得	飛永 恭子
観光交流課長	泉原 功	歴史文化課長	永江 寿夫

6. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第66号 若狭町行政手続における特定の個人を識別するための番

号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について

- 日程第 4 議案第 67号 若狭町環境保全型産業学習施設条例の制定について
- 日程第 5 議案第 68号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 6 議案第 69号 若狭町税条例等の一部改正について
- 日程第 7 議案第 70号 若狭町立保育所条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 71号 平成27年度若狭町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 9 議案第 72号 平成27年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第 73号 平成27年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第 74号 平成27年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第 75号 平成27年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第 76号 平成27年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第 77号 若狭町コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第 78号 若狭町えびす荘の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第 79号 縄文の里交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第 80号 伊良積休憩所の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第 81号 若狭町自然休養村経営管理所の指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第 82号 若狭町地域福祉センター及び若狭町介護予防拠点施設指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第 83号 若狭町国民健康保険三方診療所歯科施設の指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第 84号 若狭町勤労福祉会館の指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第 85号 若狭町新規就農支援施設の指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第 86号 体験学習臨海休養施設の指定管理者の指定について

- 日程第 2 4 議案第 8 7 号 世久見うみべの家の指定管理者の指定について
- 日程第 2 5 議案第 8 8 号 小川休憩所の指定管理者の指定について
- 日程第 2 6 議案第 8 9 号 若狭町漁業体験施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 7 議案第 9 0 号 若狭町かみなか農村運動公園センターハウスの指定管理  
者の指定について
- 日程第 2 8 議案第 9 1 号 町道路線の認定について
- 日程第 2 9 議案第 9 2 号 財産の処分について

(午前 9時20分 開会)

○議長（清水利一君）

開会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、招集されました平成27年第6回若狭町議会定例会の開会にあたり、議員各位には、万障お繰り合わせの上、御出席をいただきましたことを心よりお礼申し上げます。

師走に入り、今年も余すところ3週間余りとなりました。本年を振り返りますと、道の駅「三方五湖」のオープン、鯖街道の日本遺産第1号認定、パレア若狭10周年記念行事などで何かと忙しい1年でありましたが、多大な成果も上げることができたのではと思っております。これもひとえに皆様方の御努力の賜物と深く感謝と敬意を表すものであります。

本定例会に提出されます議案につきましては、条例の改正や平成27年度一般会計ほか各会計の補正予算、指定管理者の指定等27件であります。議員各位には、十分な御審議をお願いするものであります。

議員並びに理事者各位には、健康に十分に御留意され、本定例会の円滑な運営に御協力賜りますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

日程に先立ち、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査10月分の結果報告がお手元に配付のとおり報告されています。

次に、地方自治法第121条の規定により、議案説明者として、森下町長、中村副町長、玉井教育長、蓮本会計管理者、中村総務課長ほか各担当課長等の出席を求めています。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

ただいまの出席議員数は15名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、平成27年第6回若狭町議会定例会を開会します。

町長より発言を求められていますので、これを許可します。森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは皆さん、改めましておはようございます。

本日ここに、平成27年第6回若狭町議会定例会を招集をさせていただきましたところ、議員の皆さんには、極めてお忙しいところ、全員の御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

月日が経つのは早いものでございまして、今年最後の月を迎えることになりました。

12月6日でございますけれども、三方湖の冬の風物詩であります「たたき網漁」の初漁も行われる予定になっており、いよいよ冬の訪れを感じるようになっております。

さて、当町の今年を振り返ってみたいと思います。

先ほども議長から御案内がございましたように、3月21日には、町内では2番目になります道の駅「三方五湖」がオープンをさせていただきました。今後は、道の駅「若狭熊川宿」とともに、この2つの道の駅を若狭町の重要な観光の拠点として大いに活用していきたいと考えております。

4月24日には、文化庁より「海と都をつなぐ若狭の往来文化遺産群～御食国若狭と鯖街道～」が日本遺産の第1号に認定をされました。大変うれしいニュースが飛び込んだわけであります。今後の交流人口の拡大に向けて大きな後押しになるとともに、最大限に活用させていただきまして、交流人口を増やしたいと思っております。

なお、来年3月には、国際シンポジウムや食フェアなどのイベントを実施させていただきまして、町内外に向けて、さらに情報発信をしていきたいと考えております。

5月16日と17日には、第24回を数えます若狭・三方五湖ソーデーマーチを開催をさせていただきました。今年は昨年完成をいたしました、平成30年福井しあわせ元気国体の会場となります若狭さとうみパークをメイン会場としまして、県内外から4,600人以上の方々の参加をいただきました。この若狭さとうみパークでは、夏休みの8月26日に、NHKの「ラジオ体操・みんなの体操会」が開催され、町民約1,200人がそれぞれ参加をいただいております。

8月からは町の新しい交通手段として、若狭町デマンドタクシーの運行を始めさせていただきました。きめ細やかな交通手段となるこのデマンドタクシーにより、町民の皆さんの利便性は向上するものと考えております。今後、より多くの皆様に登録をいただき、利用していただきたいと考えております。

11月2日でございますけれども、県営河内川ダム の定礎式が行われました。町の長年の悲願でありますこの河内川ダムが、平成31年度の完成に向け、着実に進んでいると考えております。

11月14日には、パレア若狭の10周年記念式典を行わせていただきました。今後とも、地域の健康・福祉、芸術・文化の総合的な拠点施設として、町民の皆様に気軽に利用していただけるよう、それぞれの施設の目的を目指しながら進めてまいりたいと考えております。

最後に、今年10月、人口減少社会に立ち向かうために、若狭町の特徴を活かした持続可能な町を目指し、若狭町総合戦略を策定させていただきました。この戦略には、さ

さまざまな分野の専門家や町民の方々などの意見、また、今年度、各集落で策定いただきました集落計画の内容なども取り入れをさせていただきました。今後は、この戦略に基づき、次世代の定住人口の増加、交流人口の拡大に向けた取り組みを、町民と一体となって、実践をしていきたいと考えております。

さて、本定例会に提案いたします案件は、条例の制定では、施設の設置に関するものなど2件。条例の一部改正では、関係法令の施行・改正などによるものなど3件。補正予算につきましては、平成27年度若狭町一般会計補正予算をはじめ、特別会計、企業会計合わせて6件。指定管理者の指定に関する案件が14件。その他、町道路線の認定及び財産の処分についての案件、全て合わせて27件の案件をお願いいたしておるところであります。

議員の皆様には十分御審議をいただき、妥当なる御決議を賜りますようお願いを申し上げます。開会にあたりましての御挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（清水利一君）

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、日程に従い、議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、2番、島津秀樹君、3番、辻岡正和君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（清水利一君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日12月3日から12月22日までの20日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月22日までの20日間に決定しました。

～日程第3 議案第66号及び日程第4 議案第67号～

○議長（清水利一君）

日程第3、議案第66号「若狭町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について」及び日程第4、議案第67号「若狭町環境保全型産業学習施設条例の制定について」の2議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長（森下 裕君）

ただいま一括上程されました議案第66号及び議案第67号の2議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第66号「若狭町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について」であります。本案は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定により条例の制定が必要となるため、この案を提出するものであります。

次に、議案第67号「若狭町環境保全型産業学習施設条例の制定について」であります。本案は、若狭町環境保全型産業学習施設の設置に伴い、地方自治法第244条の2の規定により条例の制定が必要となるために、この案を提出するものです。

以上、一括上程されました2議案につきまして説明申し上げましたが、十分御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（清水利一君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の2議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第66号及び議案第67号については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

異議なしと認めます。よって、議題となっております2議案については、各常任委員会へ付託することに決定しました。

～日程第5 議案第68号から日程第7 議案第70号～

○議長（清水利一君）

次に、日程第5、議案第68号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」から日程第7、議案第70号「若狭町立保育所条例の一部改正について」までの3議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長（森下 裕君）

ただいま一括上程されました議案第68号から議案第70号までの3議案について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第68号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」であります。本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、条例の改正等が必要となるため、この案を提出するものであります。

次に、議案第69号「若狭町税条例等の一部改正について」であります。本案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成27年9月30日に公布されたことに伴い、条例の改正が必要となるため、この案を提出するものであります。

次に、議案第70号「若狭町立保育所条例の一部改正について」であります。本案は、平成28年4月1日から、町立明倫保育所が行ってきた保育業務を社会福祉法人明倫福祉会に移管することに伴い、条例の改正が必要となるためこの案を提出するものであります。

以上、一括上程されました3議案につきまして説明を申し上げましたが、十分なる御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（清水利一君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の3議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております3議案については、会議規則第38条第1項の規定に



より、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(清水利一君)

異議なしと認めます。よって、議題となっております3議案については、議案付託表のとおり各常任委員会へ付託することに決定しました。

～日程第8 議案第71号から日程第13 議案第76号～

○議長(清水利一君)

次に、日程第8、議案第71号「平成27年度若狭町一般会計補正予算(第5号)」から日程第13、議案第76号「平成27年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計補正予算(第2号)」までの6議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長(森下 裕君)

ただいま一括上程をされました議案第71号から議案第76号までの6議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第71号「平成27年度若狭町一般会計補正予算(第5号)」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,069万8,000円を追加し、予算の総額を108億5,390万2,000円とするものであります。

歳入につきましては、地方消費税交付金が1,395万4,000円、地方交付税が256万9,000円、国庫支出金が4,781万2,000円、県支出金が3,728万8,000円、諸収入が17万5,000円、町債が2,890万の増額とさせていただきます。

歳出の主なものは、総務費では、一般管理費の職員人件費に2,132万4,000円、地域資源活用推進人材育成事業に1,100万円、税務総務費の職員人件費に626万6,000円、住民基本台帳ネットワークシステム事業に199万6,000円、選挙管理委員会費に200万円など、合わせて4,442万3,000円を計上いたしました。

民生費では、国民健康保険特別会計繰出金事業に1,433万円、地域生活支援事業に277万9,000円、保育所総務費の職員人件費に336万1,000円など、合わせて2,173万7,000円を計上いたしました。

衛生費では、保健衛生総務費の職員人件費に632万6,000円、清掃総務費の職員人件費に735万2,000円など、合わせて1,385万3,000円を計上いたしました。

農林水産業費では、農業総務費の人件費に301万円、新規就農者支援事業に500万円、環境保全型農業直接支払対策事業に200万3,000円、経営体育成支援事業に453万4,000円など、合わせて1,639万1,000円を計上しております。

商工費では、商工総務費の人件費が132万4,000円の減額、道の駅「若狭熊川宿」改修事業に3,500万円を計上するなど、合わせて3,342万7,000円を計上しております。

土木費では、土木管理費の人件費が2,273万円の減額、三方PAスマートIC整備事業の人件費が122万4,000円の減額など、合わせて2,463万3,000円の減額となっております。

教育費では、給食センター費の人件費が642万円の減額、小学校費、学校管理費の人件費が464万4,000円の増額、文化財保護費の人件費が549万円の減額、図書館費の人件費が634万6,000円の減額、縄文博物館費の人件費が582万2,000円の減額など、合わせて1,799万6,000円の減額となっております。

災害復旧費では、林業施設災害復旧費に4,370万6,000円を計上させていただきました。

次に、議案第72号「平成27年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,182万7,000円を減額し、予算の総額を21億1,829万7,000円とするものであります。

歳入の主なものは、国民健康保険税が1,271万3,000円の減額、国庫支出金が2,114万3,000円の増額、療養給付費等交付金が2,767万2,000円の減額、前期高齢者交付金が2,300万3,000円の減額、県支出金が456万4,000円の増額、繰入金が1,433万円の増額などとなっております。

歳出の主なものは、保険給付費が1,663万4,000円の増額、諸支出金が3,670万7,000円の減額などとなっております。

次に、議案第73号「平成27年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第2号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ307万5,000円を追加し、予算の総額を19億2,812万6,000円とするものであります。

介護保険事業勘定において、歳入では、国庫支出金が467万9,000円の増額、県支出金が262万4,000円の減額、繰入金が102万円の増額となっております。

歳出の主なものは、総務費が114万2,000円の増額、地域支援事業費が231万7,000円の増額などとなっております。

次に、議案第74号「平成27年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」

であります。歳出の簡易水道事業費における予算の組み替えによるものであり、歳入歳出とも補正の額について増減はございません。

次に、議案第75号「平成27年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額から744万4,000円を減額し、予算の総額を5億5,265万5,000円とするものであります。

歳入では繰入金、歳出では公共下水道事業費について、それぞれ744万4,000円の減額となっております。

次に、議案第76号「平成27年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計補正予算（第2号）」であります。資本的支出において、やすらぎセンター改修等に係る経費3,963万6,000円を計上するもので、財源といたしましては、建設改良積立金取崩などを行い、財源とさせていただきます。

以上、一括上程されました6議案につきまして説明を申し上げました。十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長（清水利一君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の6議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております6議案については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

異議なしと認めます。よって、議題となっております6議案については、議案付託表のとおり予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

～日程第14 議案第77号から日程第27 議案第90号～

○議長（清水利一君）

次に、日程第14、議案第77号「若狭町コミュニティセンターの指定管理者の指定について」から日程第27、議案第90号「若狭町かみなか農村運動公園センターハウ

スの指定管理者の指定について」までの14議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長（森下 裕君）

ただいま一括上程されました、議案第77号「若狭町コミュニティセンターの指定管理者の指定について」から議案第90号「若狭町かみなか農村運動公園センターハウスの指定管理者の指定について」までの14議案について、提案理由の説明を申し上げます。

一括上程しております14議案につきましては、それぞれの施設において、指定管理の期間が今年度末で満了いたしますので、平成28年度からの指定管理者の相手方の指定に関する議案を提出させていただきました。

今回、指定管理者を指定させていただきます施設といたしましては、総務課関係では集落センター12施設と若狭町えびす荘で合計13施設、福祉課関係では若狭町地域福祉センター及び若狭町介護予防拠点施設、健康課関係では若狭町国民健康保険三方診療所歯科施設、産業課関係では若狭町勤労福祉会館及び若狭町新規就農支援施設が対象となります。観光交流課関係では体験学習臨海休養施設、小川休憩所、若狭町漁業体験施設の3施設と集落センター1施設の合計4施設が対象となります。また、教育委員会関係では若狭町かみなか農村運動広場センターハウスが対象で合計23施設の指定管理者の指定をお願いすることとなります。

以上、一括上程されました14議案につきまして概略を説明申し上げましたが、十分なる御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（清水利一君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の14議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております14議案については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

異議なしと認めます。よって、議題となっております14議案については、各常任委員会へ付託することに決定しました。

～日程第28 議案第91号～

○議長（清水利一君）

次に、日程第28、議案第91号「町道路線の認定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長（森下 裕君）

ただいま上程されました、議案第91号「町道路線の認定について」であります、本案は、藤井地係町道東部293号線について認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（清水利一君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第91号については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

異議なしと認めます。よって、議案第91号については、総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

～日程第29 議案第92号～

○議長（清水利一君）

次に、日程第29、議案第92号「財産の処分について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長（森下 裕君）

ただいま上程されました議案第92号「財産の処分について」であります、本案は、

平成28年4月1日から、町立明倫保育所が行ってきた保育業務を社会福祉法人明倫福祉会に移管することに伴い、財産を処分したいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、十分なる御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（清水利一君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第92号については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、教育厚生常任委員会へ付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

異議なしと認めます。よって、議案第92号については、教育厚生常任委員会へ付託することに決定しました。

○議長（清水利一君）

お諮りします。

議案審査のため、明日4日から8日までの5日間、休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

異議なしと認めます。よって、明日4日から12月8日までの5日間、休会とすることに決定しました。

以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これをもって散会します。

（午前9時56分 散会）

上記会議の経過は、事務局長が記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員